

車体の形状	構 造 要 件	留意事項
路上試験車	道路交通法第97条第2項（同法第100条の2第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づく技能試験に使用する自動車であって、助手席にて操作できる補助ブレーキを有するものをいう。 なお、用途区分通達4－1(3)の規定は、本車体の形状には適用しないものとする。	・ 道路交通法（昭和35年法律第105号）第97条第2項（道路における運転技能検定試験） ・ 同条第100条の2第3項（公安委員会が行う再試験） ・ 公安委員会以外の使用者にあつては、道路交通法第97条第2項（同法第100条の2第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づく技能試験を行うため、公安委員会が指定した自動車の使用者であることを証する書面の写しの提出を求めるものとする。

車体の形状	構 造 要 件	留意事項
教習車	道路交通法第98条の自動車教習所又は同法第99条の指定自動車教習所において使用し、かつ、専ら自動車の運転に関する技能の検定又は教習の用に供する自動車、又は道路交通法第108条の4第1項に定める指定講習機関において使用し、かつ、初心運転者に対し運転について必要な技能の講習の用に供する自動車であって、助手席にて操作できる補助ブレーキを有するものをいう。 なお、用途区分通達4－1(3)の規定は、本車体の形状には適用しないものとする。	・自動車教習所又は指定自動車教習所において使用する自動車については、使用者から都道府県警察本部に対して教習用自動車の証明願いをした場合、都道府県警察本部は、所定の事実確認をした後、使用者に対し指定自動車教習所路上教習用自動車証明書又は指定外自動車教習所路上教習用自動車証明書を交付することとなっているので、これらの証明書の写しの提出を求めるものとする。

車体の形状	構 造 要 件	留意事項
霊柩車	地方自治体、貨物自動車運送事業法に基づく一般貨物自動車運送事業の許可を受けた者等が、専ら柩又は遺体を運搬するために使用する自動車であって、柩又は遺体を収容するための担架を収納する専用の場所（長さ1.8m以上、幅0.5m以上、高さ0.5m以上）を有しており、かつ、柩又は担架を確実に固定できる装置を有するものをいう。	・貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第3条（一般貨物自動車運送事業の許可） ・柩又は担架については、その重量を100kgとして安全性等の確認をする。この場合において、当該重量は車両重量に含めないこととし、また、積載量も付与しないこととする。 ・当該自動車の使用者が、貨物自動車運送事業法に基づく一般貨物自動車運送事業の許可を受けた者等にあつては、霊柩事業を行う者である旨の書面の写しの提出を求めるものとする。

車体の形状	構 造 要 件	留意事項
広報車	国、地方自治体、民法第34条の規定により設立された公益法人又は電気、ガス等の公益企業（公益企業の団体を含む。）が、施策や業務内容等を広く一般の人に知らせるために使用する自動車であって、次の各号に掲げる構造上の要件を満足しているものをいう。 1 広報を行うための設備（以下「広報設備」という。）を有すること。 2 広報するための者の用に供する座席は、この座席が固定された床面から上方に1,200mm以上の空間を有すること。 3 広報設備のうち、車室外に放送するための設備は、車室内において操作可能であり、かつ、車体の外側に固定された拡声器により、車室外に放送できること。 4 当該自動車の車体の両側面には、当該自動車の使用者を示す表示がなされていること。 5 物品積載設備を有していないこと。	・ 広報業務に伴って使用する必要最小限の道具等を積載するための最大積載量500kg以下の装置は、この場合の物品積載設備と見なさないものとする。 ・ 当該自動車の使用者が、民法第34条の規定により設立された公益法人又は公益企業である場合には、当該法人等の定款等で広報業務を行うこととしている書面の写しの提出を求めるものとする。 ・ 車体両側面への表示文字は、一辺が8 cm以上の大きさであり、かつ、容易に消えないもので地色と同色でないこと。

車体の形状	構 造 要 件	留意事項
放送中継車	放送法に基づく放送事業者等が、専らテレビ中継、ラジオ中継等の放送中継業務を行うために使用する自動車であって、次の各号に掲げる構造上の要件を満足しているものをいう。 1 テレビ中継を行う自動車はテレビ中継を行うために必要な設備を有し、ラジオ中継を行う自動車はラジオ中継に必要な設備を有し、音声の中継等を行う自動車は音声の中継等に必要な設備を有し、かつ、画像、音量調整等を行うための専用の調整室を有すること。 2 放送中継地まで送信することができる送信設備等を有すること。 3 放送中継設備を作動させるための動力源及び操作装置を有すること。 ただし、外部から動力の供給を受けることにより放送中継設備を作動させるのものにあつては、動力受給装置及び操作装置を有するものであること。 4 当該自動車の車体の両側面には、当該自動車の使用者を示す表示がなされていること。	・当該自動車の使用者が、放送法（昭和25年法律第132号）に基づく放送事業者であることを証する書面（電波法（昭和25年法律第131号）に基づく放送を行う無線局の免許状）の写しの提出を求めるものとする。 また、放送事業者以外の使用者の場合には、当該自動車の使用目的と使用者の業務の関連を記載した書面の提出を求めるものとする。 なお、放送事業者以外の者には、教育の一貫として放送にかかる学部を擁する大学及び放送事業者の委託により放送中継業務を行う番組を制作する法人に限られるものとする。 ・車体両側面への表示文字は、一辺が8 cm以上の大きさであり、かつ、容易に消えないもので地色と同色でないこと。

車体の形状	構 造 要 件	留意事項
理容・美容車	理容師法又は美容師法の規定に基づき、都道府県知事に理容所又は美容所として届出をした者が、理容業務又は美容業務（以下「理容業務等」という。）を行うために使用する自動車であって、次の各号に掲げる構造上の要件を満足しているものをいう。 1 理容業務等を行うために必要な理容器具、美容器具、消毒用具等の設備を有すること。 2 1の設置場所は、採光、照明及び換気装置を有すること。 3 理容業務等を受ける者の用に供する椅子を有しており、当該椅子は乗車装置の座席と兼用でないこと。 4 理容業務等を受けるための者の用に供する椅子の付近には、一辺が30cmの正方形を含む0.5㎡以上の作業用床面積を有しており、かつ、当該床面から上方1,600mm以上の空間を有すること。 5 物品積載設備を有していないこと。	・理容作業に伴って使用する必要最小限の工具等を積載するための最大積載量500kg以下の装置は、この場合の物品積載設備と見なさないものとする。 ・理容師法（昭和22年法律第234号）第11条（理容所の開設の届出）に基づき、都道府県知事に理容所として届出をした者であることを証する書面の写しの提出を求めるものとする。 ・美容師法（昭和32年法律第163号）第11条（美容所の位置等の届出）に基づき、都道府県知事に美容所として届出をした者であることを証する書面の写しの提出を求めるものとする。